17　宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

（令和６年 10 月 22 日条例 71 号）

（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第１条　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第32条の条例で定める特定盛土等の規模は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第３条各号に掲げるものとする。

２　法第32条の条例で定める土石の堆積の規模は、政令第４条各号に掲げるものとする。

（手数料の徴収）

第２条　知事は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、１件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

（手数料の減免）

第３条　知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成等（法第10条第１項に規定する宅地造成等をいう。）に関してその災害が発生した日から６月以内に法第12条第１項若しくは第30条第１項の規定による許可、法第16条第１項若しくは第35条第１項の規定による変更の許可又は法第18条第１項若しくは第37条第１項の規定による検査を申請した場合においては、これらの申請に対する審査に係る手数料は、免除する。

２　次の各号に掲げる場合に該当するものの法第12条第１項又は第30条第１項の規定による許可の申請に対する審査に係る許可申請手数料、法第16条第１項又は第35条第１項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る変更許可申請手数料及び法第18条第１項又は第37条第１項の規定による検査の申請に係る中間検査申請手数料は、当該各号に定めるところによる。

⑴　公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅を建設する場合　前条の規定による額の５分の１の額

⑵　知事が、公益上必要と認める場合その他特別の理由があると認める場合　前条の規定による額の５分の１以上の額で知事が別に定める額

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止）

２　神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第15号）は、廃止する。

（神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止に伴う経過措置）

３　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

（検討）

４　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第２条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
１　法第12条第１項又は第30条第１項の規定に基づく宅地造成	宅地造成又は特定盛土等に関する	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）　500平方メートル以内のもの　１万6,000円

又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	工事の許可申請手数料	（２）　500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　２万8,000円 （３）　1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　４万円 （４）　2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの　５万9,000円 （５）　3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　６万8,000円 （６）　5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　９万3,000円 （７）　１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの　14万9,000円 （８）　２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの　22万9,000円 （９）　４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの　36万円 (10)　７万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの　50万9,000円 (11)　10万平方メートルを超えるもの　65万8,000円
２　法第12条第１項又は第30条第１項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）　500平方メートル以内のもの　１万1,000円 （２）　500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの　１万4,000円 （３）　1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの　１万6,000円 （４）　2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの　２万円 （５）　3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの　２万9,000円 （６）　5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　３万2,000円 （７）　１万平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの　３万9,000円 （８）　２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの　５万4,000円 （９）　４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの　７万4,000円 (10)　７万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの　11万1,000円 (11)　10万平方メートルを超えるもの　13万6,000円
３　法第16条第１項又は第35条第１項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が65万8,000円を超えるときは、その手数料の額は65万8,000円とする。 （１）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（（２）のみに該当する場合を除く。）については、変更前の盛土又は切土をする土地の面積（（２）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土

		地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、１の項の右欄に規定する額の10分の１の額 （２）　盛土又は切土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、増加した盛土又は切土をする土地の面積に応じ、１の項の右欄に規定する額
４　法第16条第１項又は第35条第１項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13万6,000円を超えるときは、その手数料の額は13万6,000円とする。 （１）　土石の堆積に関する工事の計画の変更（（２）のみに該当する場合を除く。）については、変更前の土石の堆積をする土地の面積（（２）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、２の項の右欄に規定する額の10分の１の額 （２）　土石の堆積をする土地の面積の増加を伴う宅地造成に関する工事の計画の変更については、増加した土石の堆積をする土地の面積に応じ、２の項の右欄に規定する額
５　法第18条第１項又は第37条第１項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）　3,000平方メートル以内のもの　3,100円 （２）　3,000平方メートルを超え２万平方メートル以内のもの　6,200円 （３）　２万平方メートルを超え４万平方メートル以内のもの　１万2,400円 （４）　４万平方メートルを超え７万平方メートル以内のもの　２万4,800円 （５）　７万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの　４万3,400円 （６）　10万平方メートルを超えるもの　６万2,100円